

裁判官認印

和 解 調 書

事 件 の 表 示 平成20年(ワ)第502号
期 日 平成23年11月4日午後3時20分
場 所 水戸地方裁判所民事第1部和解室
裁 判 官 吉 田 純 一 郎
裁 判 所 書 記 官 関 田 豪
出頭した当事者等 原告 村中知子
原告 館山豊
原告ら代理人 工藤一彦
原告ら代理人 高木一嘉
被告 田中重博
被告代理人 谷萩陽一

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

茨城県守谷市みずき野6-37-1

原 告 村 中 知 子

水戸市曙町8-13

原 告 館 山 豊

上記両名訴訟代理人弁護士 工 藤 一 彦

同 高 木 一 嘉

水戸市堀町 7 6 8 - 2

被 告
上記訴訟代理人弁護士
同
同訴訟復代理人弁護士

田 中 重 博
谷 萩 陽 一
佐 藤 大 志
長 瀬 佑 志

第 2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状及び平成 2 1 年 7 月 7 日付け訴え変更の申立書のとおりであるから、これを引用する。

第 3 和解条項

- 1 被告は、原告らに対し、訴状及び平成 2 1 年 7 月 7 日付け訴え変更の申立書各別紙のハラスメント時系列一覧表記載の言動につき、その一部に不適切、不穏当なものがあつたことを認め、遺憾の意を表明する。
- 2 原告らと被告は、本件訴えが法律的な意味において不当訴訟でないことを確認する。
- 3 原告らは、被告に対する本件請求を放棄する。
- 4 原告らと被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 関 田 豪

これは正本である。

平成23年11月9日

水戸地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 河内 奈緒美

